

PTA のしおり

白井第二小学校 PTA 本部

目次

PTA ってご存知ですか？	・・・・・・・・ P 02
PTA とは	・・・・・・・・ P 03
白井第二小学校 PTA の活動内容	・・・・・・・・ P04
本部役員	・・・・・・・・ P 07
支会長（校外指導部兼任）	・・・・・・・・ P 08
環境整備部	・・・・・・・・ P 08
広報部	・・・・・・・・ P09
学級部	・・・・・・・・ P09
バレーボール部	・・・・・・・・ P09
会計について	・・・・・・・・ P10
白井市 PTA 連絡協議会について	・・・・・・・・ P11
入会手続きについて	・・・・・・・・ P12
個人情報の取り扱いについて	・・・・・・・・ P12
PTA 会則	・・・・・・・・ 別 紙
PTA 細則	・・・・・・・・ 別 紙
個人情報取扱規則	・・・・・・・・ 別 紙

PTA ってご存知ですか？

PTA ってご存知ですか？

PTA は怖いものではありません！

PTA は詳しくは後述するとして、要は、子どもたちのためにどうすれば良いかをいろいろな側面から考える会なのです。

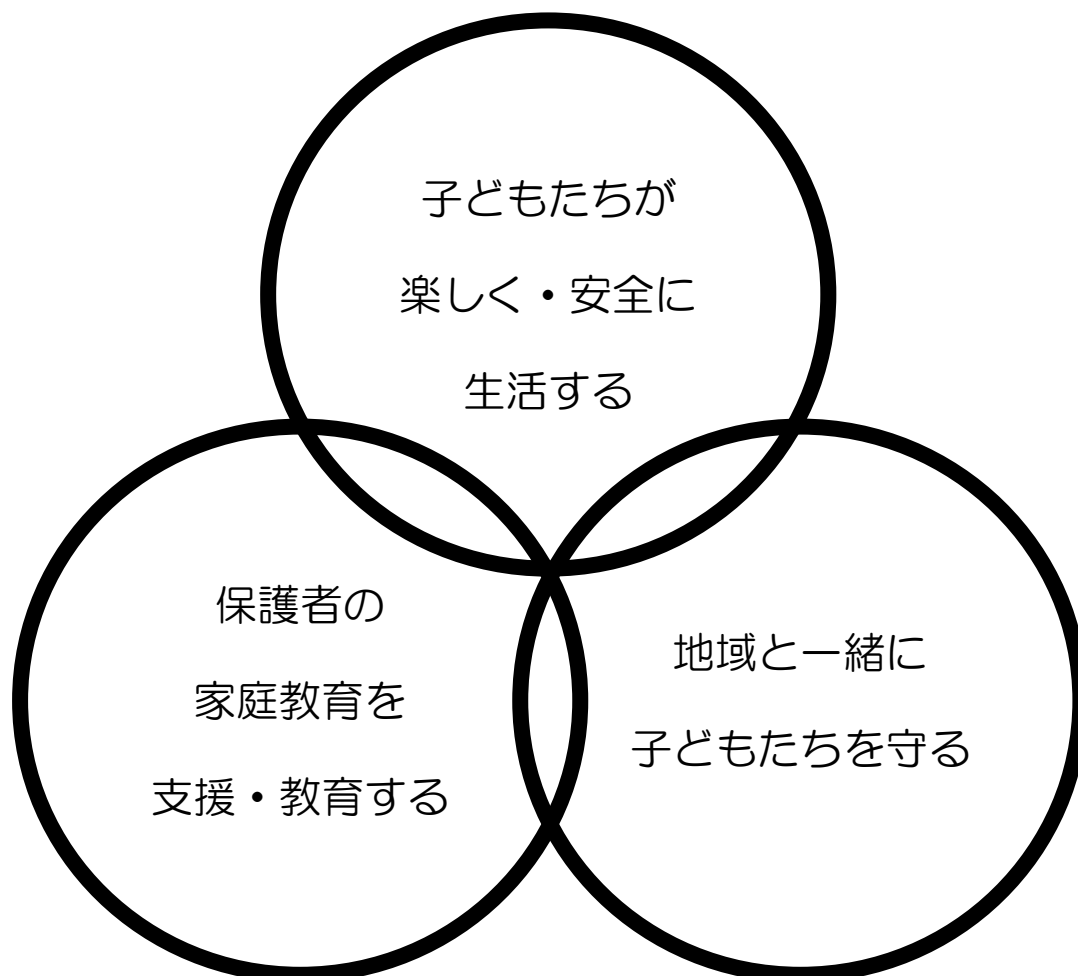
PTA が持っている役割として、

- ① 子どもたちが楽しく・安全に生活することを応援する
- ② 保護者の家庭教育を支援・教育する
- ③ 地域との連携を通して、子どもたちを危険から守る

事などを重点的に考えています。

みなさんも一緒に、楽しく子どもたちを支援・応援していきましょう！

PTA の目的



PTA とは

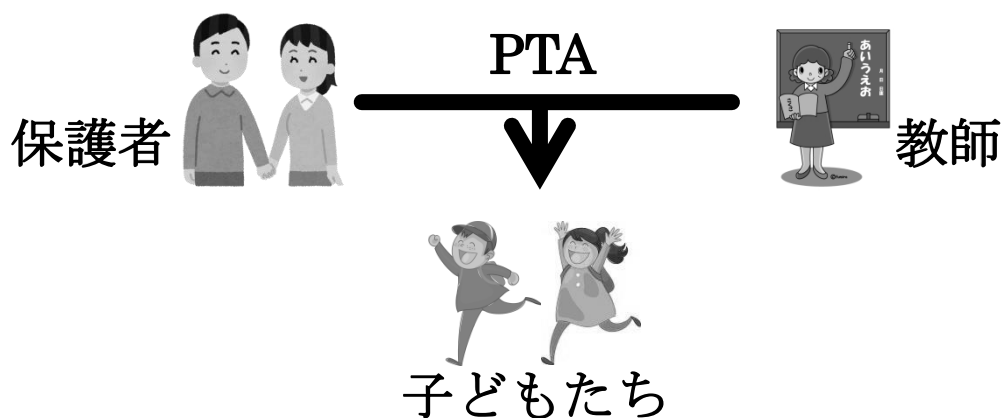
PTA (Parent-Teacher Association) とは、保護者 (Parent)、教職員 (Teacher) の団体となっています。元々はアメリカから戦後入ってきた組織で、日本の始まりは学校を補助する概念として発足しました。この時点で、本家のアメリカでの PTA とはズれた考え方となってしまっています。近年、本来の PTA に回帰する考え方が強くなり、PTA の組織改革が徐々に起こってきています。

PTA は本来、入退会自由な一組織ではあり、活動を保証する法的根拠は特に存在せず、社会教育法の第三章「社会教育関係団体」にあたるとの回答を得られているが、あくまでも同法には「PTA」などの記載は見当たらない。ただし、PTA 活動における災害などについての共済制度などについては『PTA・青少年教育団体共済法』というものが存在する。ちなみに、昨今 PTA が学校の施設を優先的に使用でき、かつ PTA 会議室などが設けられていることに対する発言もみられるが、同じく社会教育法の第四十四条において、学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めることが記載されている。同じ小学校の最大協力団体と認められ、社会教育に利用することから、優先的に借用ができていると考えられます。

PTA はボランティア団体という概念を持ちます。「誰に対するボランティアか？」それはその小学校に通学している児童に対するボランティア活動となります。その為、会員の中に児童は含まれず、PTA が学校内において児童に対する活動は、等しく享受することが可能です。

ただし非加入の場合にデメリットも存在します。学校内における児童に対する活動は、お手紙などの配布を受けることが可能です。また学外における活動は、お子さんが参加することは可能ですが、PTA 会員宛に配布するお手紙は届かなくなるため、情報の差が発生することは十分考えられてしまいます。その点ご注意ください。

子どもたちはボランティア対象として等しく接する事が基本となりますが、お知らせなどの PTA 会員向けの情報に関しては制限されることとなってしまいます。ご了承ください。



白井第二小学校 PTA の活動内容

PTA は子どもたちに対する支援を行うボランティア団体ではありますが、その支援方法として校内活動では「直接的支援」と「間接的支援」とに分けることができ、さらに校外活動があります。

校内活動

直接的支援

直接的支援とは、PTA が子どもたちに対して直接かかわることで、より直接的な教育参加を行う方法となります。本校では、運動会親子競技などが該当します。

ただし、この支援が多数必要とされる場合は、学校が子どもたちに対して、より十分な教育が行われていないことを示唆されてしまいます。

間接的支援

間接的支援とは、学校教員が、より教育に集中できる環境を保護者が一緒になって作ることとなります。

例えば環境整備ですが、除草清掃など本来学校が予算建てを行い、市から出る各校の予算から業者と契約し、維持管理に努めることが基本的な流れとなるのが筋となります。しかし、教育予算があまり拡充されていないなかで、学校がそこまでの予算を組むことができないのが現状となります。予算が組めないことからグラウンドの維持管理が滞り、その結果子どもたちがグラウンドでの活動制限に繋がるかもしれません。また、教員は職員であり、その職員が業務において維持管理をするという考え方もできますが、その維持管理に労力を傾けることで、結果的に我々の子どもたちへの教育が疎かになる心配から、可能な範囲で保護者が協力をを行い、教員の教育への賛助という考えで活動を行っております。

子どもたちの目に見える援助ではない為、不要にも見られやすい内容となりますが、よりよい教育を行ってもらうためのフォローアップというご理解をしていただければと思います。

校外活動

校外活動では、地域の自治体などと共に連携しながら、子どもたちを安心・安全に生活ができるように支援する活動です。

本校では、長期休業（夏休みなど）は、校外で遊ぶことがほとんどとなるため、その安全を確認する活動や、日頃からも不審者対策も含め「こども 110 番」活動というものも行っています。

さらに、登下校時の通学路における交通や不審者などに対する危険箇所点検を行い、市 P 連と協力しながら市や警察に改善を要望する活動も行っています。

子どもたちを支援する内容や、PTA を運営していくための役員や委員があります。以下はその種類となります。

白井第二小学校の PTA 活動は、大きく分けて学校内での活動と、学校外での活動の 2 つになります。

学内にかかわる内容

- 環境整備（除草作業）
- 資源回収
- 広報誌の HP 更新
- 運動会（テント設置及び駐車場係）
- ザ・白二祭準備（バザー、軽食）
- バレーボール部

学外にかかわる内容

- 小学校区内危険箇所点検
- 長期休業後の登校指導

そして会を運営していくための本部役員となります。

また白井市には、各学校の PTA（通称 単 P：単位 PTA の略）との連絡や連携を取りまとめるための、「白井市 PTA 連絡協議会（通称 市 P 連）」というものがあり、会長が兼任をします。

※市 P 連については後述

学内活動

環境整備

資源回収

広報誌のHP更新

運動会

ザ・白二祭

バレーボール部

学外活動

小学校区危険箇所点検

長期休業後の登校指導

市P連

活動名	本部役員
活動回数	<ul style="list-style-type: none"> ・総務委員会 年5回（内3回は運営理事会と合同開催） ・総会 年1回 ・役に応じて年多数 他 不定期で業務の必要に応じて
活動内容	<p>会 長 1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長は、副会長と一緒に PTA 運営の中心的役割となります。学校行事（入学式、卒業式その他、白井中学校体育祭、立春式など）への参加があります。 また、会長は市 P 連での活動もあり、会長会と呼ばれる会議やその他市 P 連事業にも参加します。 <p>副会長 2名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長と一緒に、PTA を運営するのに中心的に活動します。会長が市 P 連に係ることが多い分、副会長が単 P の運営の中心となります。総務委員会・運営理事会の司会及び書記も務め、議事録の作成も行います。 <p>※年間役務として、各会議開催要項・会議議題作成、PTA バレー部お手伝い、バレーボール大会応援、環境整備、運動会（前日準備、運営協力）、ザ・白二祭（前日準備、バザー）、卒業式及び入学式参列、PTA 総会及び歓送迎会出席等</p> <p>幹 事 2名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計をすることで、支出入を管理します。 また、資源回収で上げた収益も併せて管理します。 ザ・白二祭での軽食の取りまとめをし、発注作業を行います。 <p>※年間役務として、環境整備、運動会（前日準備等）、ザ・白二祭（前日準備、軽食手配）、卒業式及び入学式参列、PTA 総会及び歓送迎会出席等</p> <p>会計監査 1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末に1回、会計の監査を行い活動費が適正に支払われているかをチェックします。 前年度、本部役員が担当しています。 <p>選考委員会・・・総務委員で次年度役員の選出調整を行う。</p>

活動名	支会長（校外指導部兼任）各地区 1 名
活動回数	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 年5回（内3回は運営理事会と合同開催） ・総会 年1回 ・こども110番会議（白井中学区）年2～3回 ・長期休業対策研修会・合同こども110番会議（市P連） ・情報交換会（市P連） ・入学説明会 他 不定期で業務の必要に応じて
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区の危険箇所等の点検及び報告。 ・白二小学区青色パトロール車にて巡回。 ・夏期巡回パトロール日誌集約。登校指導順番表の作成及び旗の管理。 ・こども110番協力者の管理・ステッカー管理・自治会へのお礼文配布。 <p>※年間役務として、環境整備、運動会（前日準備、運営協力）、ザ・白二祭（前日準備、軽食）、PTA 総会及び歓送迎会出席等</p>

活動名	環境整備部 各地区 1 名
活動回数	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 年5回（部長のみ）（内3回は運営理事会と合同開催） ・総会 年1回 他 不定期で業務の必要に応じて
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第二土曜日、朝8：00から30分程度。 平塚地区は3か月に1度、平塚分校にて行う。 回収日にトラックへの積み込み作業の立会 ・6、10月 除草作業 <p>※年間役務として、運動会（前日準備、運営協力）、ザ・白二祭（前日準備、軽食）</p>

活動名	広報部・・・現在は PTA 会長、監査、教員 2 名が担当
活動回数	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 年5回 ・総会 年1回 他 不定期で業務の必要に応じて
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「みどり」の HP 更新 年2回 ・全校遠足、運動会など生徒が関わるイベント取材、PTA 活動の取材、原稿依頼等 ・広報誌 HP 更新作業

活動名	学級部 各学級 2 名
活動回数	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 年5回（部長のみ）（内 3 回は運営理事会と合同開催） ・総会 年1回 他 不定期で業務の必要に応じて
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級の保護者会運営等 ※年間役務として、運動会（前日準備、運営協力）、ザ・白二祭（前日準備、学級部のイベント）等

活動名	バレーボール部・・・人数不足のため、現在は白井中学区合同チーム
活動回数	毎週水曜日（現在は金曜日）
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA の一部としてバレーボール部があります。千葉県 PTA 連絡協議会が昭和 51 年度より主催するバレーボール大会があります。その出場を目指し県内の群・市 PTA 連絡協議会等が開催しています。白井市では、その大会（印旛郡市 PTA 連絡協議会主催のバレーボール大会）出場をかけた大会を開催しています。（白井市大会の単 P 上位チームが群 P 大会に出場となります） ・参加条件として、各校の PTA 会員であることを条件としたものとなっております。白井第二小学校 PTA ではそのバレーボール部を組織しています。 ・練習日は毎週水曜日 20：00～22：00（現在は金曜日）初心者の方でも気軽にご参加ください。

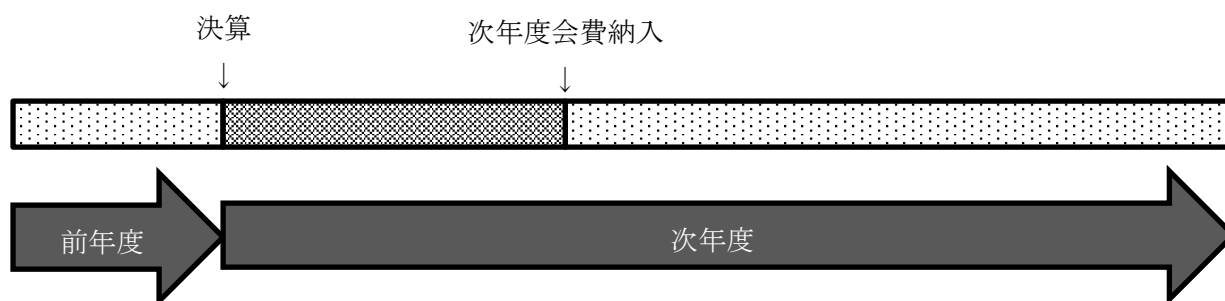
会計について

毎年3月に決算を迎え、翌4月以降から新年度として新たにスタートしています。

会費は5月頃に、口座から学校に代行して徴収を行っています。本来、PTAが直接集金をすべきところですが、「子どもたちにお金を持たせたくない」「保護者が学校に持っていくのが手間」などのご意見から、代行してもらっております。ご理解ご協力を賜りたく存じます。

繰越金について

毎年度、決算には繰越金があります。これは、新年度が始まった際に発生する、市P連や学校保健会への負担金であったり、各活動に際する経費がいつ発生するかわからない予備並びに、PTA賠償責任保険への保険料などがあります。次年度分の会費納入までの不測の事態に対応できるよう、年間の決算額とほぼ同額を毎年予備費として繰越をさせていただいております。



単純な寄付行為について

白井第二小学校では、学校に対して学校協力金を支出しています。ただし学校には、「直接子どもたちに関係する費用であること」を前提として支出しています。残念ながら、市（行政）から各校への運営に関する費用（学校配当予算）は、白井市は多くはありません。その為、子どもたちが直接使用する物品（楽器、扇風機など）の充実を図るために使用してもらうため、毎年支出しています。

何に支出するかはPTAが決定することも可能ですが、それを話し合ったり役員のマンパワー不足を補う考えから、その時々に応じて子どもたちに必要であろうことを学校に見極めてもらい、委任しているのが現状となっています。

白井市 PTA 連絡協議会について

白井市には、市内 14 校の中・小学校でそれぞれ選出された PTA 会長が集まる会として、白井市 PTA 連絡協議会（通称：市 P 連）があります。

これは、日本 PTA 全国協議会、千葉県 PTA 連絡協議会、印旛郡市 PTA 連絡協議会と協力して活動しています。

活動内容は、

年 8 回程度の定期的な会議を通して

- 白井市内各校からの危険個所の取りまとめ、並びに市への要望書提出
- 白井市全体での「こども 110 番」事業
- 長期休業（夏休みなど）対策
- 視察研修事業
（一例：放射能問題の際には、東海村で原燃からの説明ならびに、原子力発電反対派からの説明を聞き、各校の放射能対策への指針とするための視察研修など）
- 活動支援研修事業
（一例：自転車と自動車の事故などを再現し、危険を学習するスケアードストレイト）
- 印旛郡市 PTA 連絡協議会への出席（市 P 会長）

などを行っています。

あくまでも、各学校の PTA に対する上部団体というわけではなく、各学校の PTA が円滑に活動することができるための、調整団体という位置づけとなっています。

入会手続きについて

PTAは入退会が自由な組織となっております。

入会は入学年度当初、もしくは入会することが決まった時に参加表明をしていただき、卒業までは自動継続となります。

入会届は1児童につき1枚ご記入いただきます。会員管理の都合上よろしく願いいたします。

ただし、退会が決まった場合は、その旨を紙面にてご提出いただければ、それをもって退会とさせていただきます。

また、転出(転校)が決まった際には速やかにご連絡いただければ幸いです。転出が決まって、学校へ連絡する際に、PTAにも転出を伝えることを了承していただけますと、よりスムーズな流れとすることができます。

個人情報の取り扱いについて

個人情報カードに記載されている、

- ① 児童氏名
- ② 会員氏名
- ③ 会員住所
- ④ 会員電話番号

につきましては、PTA(※)の運営に必要な範囲での使用に限らせていただきます。

(※白井第二小学校PTA、白井市PTA連絡協議会)

また、白井中学校区では、協力をして学外活動を行っていることもあり、校外活動ならびに小学校側での運営の必要があり次第、必要に応じて情報を共有することがあります。

法令等によって開示・提供が求められた場合を除き、同意を得ることなく個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

また、個人情報保護法のコンプライアンスとして、学校からも同意がない限り取得できないようになっております。登録内容に変更がありましたら速やかにご連絡ください。